

令和5年6月9日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：谷本建設工業株式会社
住所：愛媛県大洲市平野町平地120番地
2. 入札参加資格停止期間：
令和5年6月9日から令和5年7月20日まで（6週間）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：
地域3
4. 事実概要：
本件は、谷本建設工業株式会社が、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき当該工事の技術者として監理技術者を配置しなければならないところ、その資格を有しない者を配置していたことが同法第26条第2項に違反するとして、令和5年4月27日、愛媛県から監督処分（営業停止15日間）を受けたもの。
5. 入札参加資格停止措置理由：
谷本建設工業株式会社が、建設業法違反で愛媛県より営業停止処分を受けたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第10号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について、当該認定をした日から1月以上9月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課